

最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付等に係る労働者派遣業務に関する 企画提案競技(公募型プロポーザル)実施要領

1 目的

最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付等業務に係る労働者派遣業務の優先交渉権者を選定するため、必要な事項を定める。

2 業務の内容

別紙仕様書による。

3 提案限度額

18,500,000円(消費税及び地方消費税を含む)

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、本業務全体の予算規模を示したものであるため、優先交渉権者の決定後、提案内容に基づき業務内容の詳細について協議・決定し、改めて見積書の提出を求める。

4 プロポーザル方式により優先交渉権者を選定する理由

本業務においては、コールセンター業務、窓口受付業務、書類の審査・確認等の業務を同時並行して進めていく必要があり、円滑に業務を遂行するうえで事業者のノウハウや創意工夫の活用が求められることから、専門的な知識や経験、実績等を有する事業者からの企画提案を受けて評価し、優先交渉権者を選定する。

5 労働者派遣期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

6 参加資格要件

本競技への応募資格を有する者は次の各号に掲げる全ての要件を満たし、宮崎市内に事業所又は営業所等を有する法人であって、当該事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 宮崎市財務規則(平成元年規則第1号)第120条第3項に規定する入札参加資格者名簿(令和6・7・8年度宮崎市競争入札参加資格者名簿(物品・清掃等)「労働者派遣業」)に登載されていること。
- (3) この公告の日から優先交渉権者を選定するまでの間に、宮崎市から宮崎市入札参加資格停止要綱(令和7年4月21日告示第368号)に基づく入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (4) 宮崎市税及び国税について滞納がないこと。
- (5) 過去5年(令和3年度から令和7年度まで)の間に国又は地方公共団体の低所得世帯への給付金支給等、本業務に類する事業を適切に実施した実績を有すること。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (7) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)に基づく労働者派遣事業の許可を受けている事業者であること。

- (8) 個人情報の保護や業務上知り得た秘密の漏洩防止に関して、一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマーク制度の認定等、第三者機関の認証を受けている者であること。

7 公示方法

市ホームページにて公示

8 スケジュール

- | | |
|----------------------|--|
| (1) 公示(公募開始) | 令和8年5月 1日(金) |
| (2) 質問等の締切 | 令和8年5月12日(火)午後5時まで |
| (3) 参加申込・企画提案書等の提出期限 | 令和8年5月19日(火)午後5時まで |
| (4) 審査結果の通知 | 令和8年5月29日(金)以降 |
| (5) 契約締結 | 令和8年6月中旬 |
| (6) 業務開始 | 令和8年7月中旬を目途にコールセンターに係る業務を先行して開始し受付窓口を含むその他の業務は8月から開始予定 |

9 実施方法

(1) 質問等

仕様書等についての質問は、企画提案競技(公募型プロポーザル)質問書(様式第1号)を提出すること。

- ア 提出先 「13 書類提出及び問合せ先」を参照
- イ 提出期限 令和8年5月12日(火)午後5時まで
- ウ 提出方法 電子メール(確認のため送信後にご連絡ください。)
- エ 問合せの内容及び回答
令和8年5月13日(水)までに市ホームページに掲載
(質問者名は公表しない)

(2) 参加申込及び企画提案書等の提出

ア 参加申込

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技(公募型プロポーザル)参加申込書兼誓約書(様式第2号)を提出すること。

イ 企画提案書の提出

別紙仕様書、業務内容及び審査基準の評価の視点を参考に、「ウ(ア)」の①～⑤の項目について企画提案書を作成し、PDFデータにて提出すること。

ウ 提出書類

(ア) 企画提案書【正本、副本】

- ・提出する企画案は、1案のみとする。
- ・書式は、横書き、文字は11ポイント以上、10ページ以内(表紙を除く。)、ページ番号を挿入する。
- ・正本には事業者名を記載すること。副本については、業者名が類推・特定できる部分を消して作成すること。

- ① 派遣労働者の安定確保及び質の確保に対する対応
本業務に従事する派遣労働者の頻繁な交替や突発退職等を防止し、安定・継続的に労働者を派遣するための対応について記載すること。なお、下記の点を必ず盛り込むこと。
- a 派遣労働者が緊急で休暇を取得する場合の代替派遣の補充について
 - b 派遣労働者の雇用管理およびサポート体制について
 - c 派遣労働者に対する派遣前研修の内容及び実施頻度について
 - d その他、派遣労働者の安定確保及び質の確保に関する対応や取組について
- ② 個人情報保護および秘密保持に関する対応
本業務に従事することを通じて知り得た個人情報および秘密の漏えい防止に関する取組について記載すること。
- ③ 派遣労働者の配置計画及び業務従事体制
本業務の業務実施計画表(工程表)と、本市と連携して本業務を円滑・正確に遂行していくための派遣職員側の業務従事体制について記載すること。なお、下記の点を必ず盛り込むこと。
- a 別紙「最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付等に係る労働者派遣業務内容」で示している「1 コールセンター及び受付窓口の運営」、「2 事務運営」、「3 追加支給に係る補助業務」の各業務に令和8年7月中旬から令和9年3月まで従事する派遣労働者の月ごとの配置人員数について
 - b 派遣労働者の業務従事体制、指揮命令系統及び役割分担等について(当該体制を導入する目的やメリットを含む)
 - c 本市の指示事項等を的確かつ迅速に派遣労働者全員が把握・理解して業務に従事するための取組について
- ④ リスク管理
本業務を遂行する際に事務処理誤りや遅延等が発生した場合の報告・対応フローや、本業務を正確かつ効率的に遂行するための方策について記載すること。
- ⑤ その他の独自提案
本業務の目的達成に必要な、より効果的なアイデアや業務の質を高める独自の提案や、事務処理の効率性や正確性を向上させるための工夫等について記載すること。
- (イ) 参考見積書【正本、副本】(任意様式)
- ・「5 労働者派遣期間」全体の事業費について、税抜金額、消費税及び地方消費税額、合計額を記載すること。
 - ・宛名は「宮崎市長」とすること。
 - ・正本には事業者名を記載すること。副本については、業者名が類推・特定できる部分を消して作成すること。
- (ウ) 会社概要(任意様式:既存のもので可)
- (エ) 業務実績表(様式第3号)
- (オ) プライバシーマーク又はISO27001を取得していることが分かる書類
(許諾証の写し等)

エ 提出方法・提出先

電子メール(送信後は電話連絡をお願いします)
提出先は「13 書類提出及び問合せ先」を参照

オ 提出期限

令和8年5月19日(火) 午後5時(必着)

カ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は審査の対象としない。

(3) 審査及び選定方法

「最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付等業務に係る労働者派遣に関するプロポーザル選定委員会」が、別添「審査基準」に基づき企画提案内容等の審査を行い、全ての委員の評価点の合計点数が最も高い参加事業者を優先交渉権者として選定する。なお、合計点数が6割を下回る場合は失格となる。

(4) 審査結果の通知

令和8年5月29日(金)以降、全ての参加事業者に書面で通知する。

また、審査結果通知日の翌営業日以降に、審査結果の概要(優先交渉権者の名称及び点数、優先交渉権者以外の点数等)を本市のホームページに公表する。

(5) 参加事業者が次のいずれかに該当することとなった場合は失格とする。

なお、失格となった場合は、当該参加事業者に書面で通知する。

ア 参加資格要件を満たさなくなったとき

イ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき

ウ 参考見積書の額が提案限度額を超えているとき

エ その他本実施要領に示す条件に違反したとき

10 契約の締結

(1) 契約締結にあたっては、地方自治法や宮崎市財務規則をはじめとする諸規定に基づいて契約書を作成の上、契約を締結する。

(2) 契約は、事前に協議のうえ、随意契約により締結する。

なお、優先交渉権者との契約が成立しない場合は、次点交渉権者と協議を行う。

(3) 契約の締結にあたっては、選定された企画提案内容をそのまま実施することを予め約束するものではなく、業務内容等の詳細について別途協議のうえ、企画提案の内容を一部変更して契約することがある。

(4) 契約保証金については、宮崎市財務規則(平成元年規則第1号)第105条の規定による。

11 参考

(1) 本業務の想定対象世帯数

約6,500世帯

(2) 業務スケジュール(予定)

・令和8年6月中旬頃

契約締結

・令和8年7月中旬頃～

コールセンターに係る業務開始

申出書の発送等の業務(送付依頼があった場合)

・令和8年8月～

受付窓口の開設(申出書の受付、審査開始、支払、決定通知書の発送等)

・令和9年3月末

業務完了

12 その他

- (1) 事前説明会は実施しない。
- (2) 参加申込及び企画提案書等の提出に係る経費は全て参加事業者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) この要領に定めのない事項については宮崎市財務規則による。

13 書類提出及び問合せ先

担当:宮崎市 福祉部 社会福祉第一課 追加給付担当

宛先:〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号

電話:0985-21-1775

ファックス:0985-31-9663

電子メール:10syakai@city.miyazaki.miyazaki.jp